

6有田川町一福祉第 号
令和6年 月 日

和歌山県
有田郡有田川町長

中山正隆



※この通知書は、黒色の電子公印を使用しています。



99999999

定額減税補足給付支給確認書

※定額減税補足給付とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない(定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

令和6年分の所得税(推計)及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、令和6年10月31日までに、この確認書と本人確認書類写しと通帳写しを返送して下さい。
審議の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給方法	口座振込
支給日	確認書を受理した日の翌月末(予定)
支給口座	裏面に希望口座の記入及び通帳写しを添付して下さい。
支給額	円

(1) 調整給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額 (①)
	円 − 円 = 円 (<0の場合は0)		
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額 (②)
	円 − 円 = 円 (<0の場合は0)		
調整給付金	所得税分の 控除不足額 (①)	住民税所得割分の 控除不足額 (②)	控除不足額 (③) (①+②)
	円 + 円 = 円		
			調整給付金支給額 (上記③を1万円単位に切上げ)
			万円

注 「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年分所得等を基にした推計額を記載しており、令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定です。

※令和6年中有田川町外に転居される方又は転居された方は、この確認書が、追加給付に際して必要となることがあるため、写し(コピー)を取って大切に保管ください。

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類(源泉徴収票、確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書等)の写し(コピー)を添えて返送期限までに提出ください。

※令和6年10月31日までに確認書の提出がない場合は、給付金は支給されません。

※本給付金を受給しない場合は、右のチェック欄(ロ)にレを入れてください。【私は給付金を受給しませんロ】

※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

上記記入内容に相違ありません。

氏名		確認日	令和 年 月 日	日中連絡がつく電話番号	
代理人氏名		確認日	令和 年 月 日	日中連絡がつく電話番号	

裏面も必ずご確認ください

(2) 給付金の振込先口座 ※口にレを入れて下さい。

☐ 下記の口座への振込を希望します。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めてお書き下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 8.ゆう 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関番号	店番号			

(注) ゆうちょ銀行を指定される場合は、見開き下部に記載された支店名及び口座番号等をご記入下さい。添付の際も見開きページの写しをお願いします。
(注) 金融機関で口座が作れない方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、有田川町重点支援給付金コールセンター (0120-600-833)までお問い合わせください。

代理人が確認や請求、受給をする場合は、下記の【代理人欄】に記入してください。

代 理 人	フリガナ 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代理人現住所
			明治・大正・昭和・平成	
	年 月 日		日中に連絡がつく電話番号 ()	
上記の者を代理人と認め、 定額減税補足給付の			本人氏名	署名
確認・請求 受給 確認・請求及び受給			を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。	

☐ 提出書類 ☐ にレを入れてください。必ず提出前にご確認をお願いします。

- ☐ 『定額減税補足給付支給確認書』 ※ 必要事項をご記入ください。
 - ☐ 氏名、確認日、日中連絡がつく電話番号（表面）
 - ☐ 振込口座(裏面)
 - ☐ 代理人の場合は代理人欄(裏面)
- ☐ 『本人（及び代理人）確認書類の写し（コピー）』
 - ※ 本人(及び代理人)の 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー） を 下記添付書類等貼付箇所に添付してください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』
 - ※ 通帳写し（コピー） など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）を 下記添付書類等貼付箇所に添付してください。
 - ※ ゆうちょ銀行の場合は、見開き部分の写しを添付してください。
- ☐ 『源泉徴収票や確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書などの写し（コピー）』
 - ※ 表面記載の各数値について重大な相違を認める場合のみ、給付額算出に必要な税額や扶養親族数がわかる上記書類の写し（コピー）をご用意ください。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

添付書類貼付箇所

(本人確認書類、(代理人の本人確認書類)、受取口座の通帳等の写し)